

議案番号 提案課名	件 名 内 容																																	
議案第 6 1 号	三田市立認定こども園条例の制定について																																	
幼児教育振興課	<p><b>【趣旨】</b> 令和 4 年 2 月に策定した「三田市立幼稚園再編計画」に基づき、令和 6 年度に三田市立認定こども園を開設するにあたり、当該条例の制定をしようとするもの。</p> <p><b>【内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 区分【第 1 条関係】 設置する認定こども園の類型を幼稚園型とする。</li> <li>2 名称【第 3 条関係】 令和 6 年度に開設する園の名称を「三田市立認定こども園みつば幼稚園」、園の位置を「三田市上井沢 3 1 0 番地（現広野幼稚園）」とする。</li> <li>3 実施事業【第 4 条関係】 教育及び保育、延長保育、預かり保育、子育て支援事業等</li> <li>4 入園資格【第 5 条関係】 小学校就学前（3 歳～5 歳）の市内在住の 1 号認定子ども及び 2 号認定とする。</li> <li>5 利用料【第 8 条～第 1 0 条関係】 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 通常保育料 無料</li> <li>(2) 延長保育料（2 号認定子どもを対象） <table border="1" data-bbox="478 1288 1455 1534"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>日額等</th> <th>上限月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前 7 時から午前 8 時 30 分まで</td> <td>200 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>午後 4 時 30 分から午後 6 時まで</td> <td>200 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>午後 6 時から午後 7 時まで（土曜日を除く。）</td> <td>30 分あたり 200 円</td> <td>5,000 円</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>(3) 預かり保育料（1 号認定子どもを対象） <table border="1" data-bbox="474 1624 1455 2063"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>日額等</th> <th>上限月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前 7 時から午前 8 時 3 0 分まで</td> <td>200 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>午前 8 時 30 分から午前 11 時 30 分まで</td> <td>500 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>午前 11 時 30 分から午後 2 時まで</td> <td>400 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>午後 2 時から午後 4 時 30 分まで</td> <td>400 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>午後 4 時 30 分から午後 6 時まで</td> <td>200 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>午後 6 時から午後 7 時まで（土曜日を除く。）</td> <td>30 分あたり 200 円</td> <td>5,000 円</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ol> </li> </ol>	利用区分	日額等	上限月額	午前 7 時から午前 8 時 30 分まで	200 円		午後 4 時 30 分から午後 6 時まで	200 円		午後 6 時から午後 7 時まで（土曜日を除く。）	30 分あたり 200 円	5,000 円	利用区分	日額等	上限月額	午前 7 時から午前 8 時 3 0 分まで	200 円		午前 8 時 30 分から午前 11 時 30 分まで	500 円		午前 11 時 30 分から午後 2 時まで	400 円		午後 2 時から午後 4 時 30 分まで	400 円		午後 4 時 30 分から午後 6 時まで	200 円		午後 6 時から午後 7 時まで（土曜日を除く。）	30 分あたり 200 円	5,000 円
利用区分	日額等	上限月額																																
午前 7 時から午前 8 時 30 分まで	200 円																																	
午後 4 時 30 分から午後 6 時まで	200 円																																	
午後 6 時から午後 7 時まで（土曜日を除く。）	30 分あたり 200 円	5,000 円																																
利用区分	日額等	上限月額																																
午前 7 時から午前 8 時 3 0 分まで	200 円																																	
午前 8 時 30 分から午前 11 時 30 分まで	500 円																																	
午前 11 時 30 分から午後 2 時まで	400 円																																	
午後 2 時から午後 4 時 30 分まで	400 円																																	
午後 4 時 30 分から午後 6 時まで	200 円																																	
午後 6 時から午後 7 時まで（土曜日を除く。）	30 分あたり 200 円	5,000 円																																

(4) 給食費

① 1号認定子ども 月額2,940円

(預かり保育利用者は、利用時間帯により給食費210円及びおやつ代50円を加算)

② 2号認定子ども 月額5,160円

6 その他

こども園の利用定員、学級編成、開園時間、通園区域等は規則で定める。

7 関係条例の改正

**【施行期日】**

令和6年4月1日